

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会設置要綱

新旧対照表

旧	新
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会設置要綱 制定 平成 29 年 6 月 9 日	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会設置要綱 制定 平成 29 年 6 月 9 日
(設置目的) 第1条 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）における交通と輸送について、交通工学、物流等の専門的見地から検討を行うことを目的とし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通輸送技術検討会（以下「交通輸送技術検討会」という。）を設置する。	(設置目的) 第1条 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）における交通と輸送について、交通工学、物流等の専門的見地から検討を行うことを目的とし、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会交通輸送技術検討会（以下「交通輸送技術検討会」という。）を設置する。
(検討事項) 第2条 交通輸送技術検討会は、次の事項について検討を行う。 一 交通マネジメント（交通需要マネジメント、交通システムマネジメント、公共交通輸送マネジメント）に係わる事項 二 輸送サービスレベル（所要時間等）に係わる事項 三 その他必要な事項	(検討事項) 第2条 交通輸送技術検討会は、次の事項について検討を行う。 一 交通マネジメント（交通需要マネジメント、交通システムマネジメント、公共交通輸送マネジメント）に係わる事項 二 輸送サービスレベル（所要時間等）に係わる事項 三 その他必要な事項
(設置期間) 第3条 交通輸送技術検討会の設置期間は、原則として設置の日より東京 2020 大会終了の日までとする。	(設置期間) 第3条 交通輸送技術検討会の設置期間は、原則として設置の日より東京 2020 大会終了の日までとする。
(構成) 第4条 交通輸送技術検討会は、座長、副座長及び委員で構成する。 2 委員は、学識経験者及び関係機関の職員より充てることとし、別表 1 に掲げる者とする。 3 座長は、副座長及び委員以外の者を交通輸送技術検討会に出席させることができる。 4 座長は、交通輸送技術検討会にワーキンググループを設置することができる。	(構成) 第4条 交通輸送技術検討会は、座長、副座長及び委員で構成する。 2 委員は、学識経験者及び関係機関の職員より充てることとし、別表 1 に掲げる者とする。 3 座長は、副座長及び委員以外の者を交通輸送技術検討会に出席させることができる。 4 座長は、交通輸送技術検討会にワーキンググループを設置することができる。
(座長等) 第5条 座長は、委員の互選によって定める。 2 座長は、交通輸送技術検討会を主催し、会務を総理する。 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代行する。副座長は座長が指名する。	(座長等) 第5条 座長は、委員の互選によって定める。 2 座長は、交通輸送技術検討会を主催し、会務を総理する。 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代行する。副座長は座長が指名する。
(会議の公開)	(会議の公開)

第6条 交通輸送技術検討会の議事は、公開することにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある関係機関との協議未了の未確定情報が含まれるため、非公開とする。

2 交通輸送技術検討会の資料は、原則公開する。ただし、前項に掲げる未確定情報が含まれる資料については、全部又は一部を非公開とする。

(事務局)

第7条 交通輸送技術検討会の事務局は、東京都及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に置く。

(他会議との連携)

第8条 交通輸送技術検討会は、政府が設置する2020交通輸送円滑化推進会議並びに東京都及び組織委員会が主催する輸送連絡調整会議と連携する。

(謝金の支払)

第9条 東京都及び組織委員会は、学識経験者に対し、謝金を支払うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項及び交通輸送技術検討会の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則 この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成30年10月31日から施行する。

第6条 交通輸送技術検討会の議事は、公開することにより不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある関係機関との協議未了の未確定情報が含まれるため、非公開とする。

2 交通輸送技術検討会の資料は、原則公開する。ただし、前項に掲げる未確定情報が含まれる資料については、全部又は一部を非公開とする。

(事務局)

第7条 交通輸送技術検討会の事務局は、東京都及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）に置く。

(他会議との連携)

第8条 交通輸送技術検討会は、政府が設置する2020交通輸送円滑化推進会議並びに東京都及び組織委員会が主催する輸送連絡調整会議と連携する。

(謝金の支払)

第9条 東京都及び組織委員会は、学識経験者に対し、謝金を支払うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項及び交通輸送技術検討会の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則 この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成30年10月31日から施行する。

附 則 この要綱の改正は、平成31年2月6日から施行する。

(別表1)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会委員

組織名	所属等	氏名（敬称略）	備考
政策研究大学院大学	教授	いえだ ひとし 家田 仁	座長
千葉工業大学	工学部 教授	あかはね ひろかず 赤羽 弘和	副座長
芝浦工業大学	工学部 教授	いわくら せいじ 岩倉 成志	
東京大学	生産技術研究所 教授	おおぐち たかし 大口 敏	
流通経済大学	流通情報学部 教授	くせん ひろひと 苦瀬 博仁	
埼玉大学	理工学研究科 教授	くぼた ひさし 久保田 高尚	
東京大学	工学系研究科 教授	はとう えいじ 羽藤 英二	
内閣官房	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官		
	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官		
国土交通省	道路局 企画課長		
	道路局 高速道路課長		
	鉄道局 都市鉄道政策課長		
	総合政策局 公共交通政策部 交通計画課長		
	関東地方整備局 道路部長		
警察庁	長官官房 審議官（東京オリンピック・パラリンピック担当）		
	交通局 交通企画課 高速道路管理室長		
	交通局 交通規制課 東京オリンピック・パラリンピック交通対策室長		
警視庁	交通部 交通総務課長		
	交通部 交通規制課長		
	交通部 交通管制課長		
首都高速道路株式会社	計画・環境部 担当部長		

(別表1)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 交通輸送技術検討会委員

組織名	所属等	氏名（敬称略）	備考
政策研究大学院大学	教授	いえだ ひとし 家田 仁	座長
千葉工業大学	工学部 教授	あかはね ひろかず 赤羽 弘和	副座長
芝浦工業大学	工学部 教授	いわくら せいじ 岩倉 成志	
東京大学	生産技術研究所 教授	おおぐち たかし 大口 敏	
流通経済大学	流通情報学部 教授	くせん ひろひと 苦瀬 博仁	
埼玉大学	理工学研究科 教授	くぼた ひさし 久保田 高尚	
東京大学	工学系研究科 教授	はとう えいじ 羽藤 英二	
内閣官房	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官		
	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官		
国土交通省	道路局 企画課長		
	道路局 高速道路課長		
	鉄道局 都市鉄道政策課長		
	総合政策局 公共交通政策部 交通計画課長		
	関東地方整備局 道路部長		
警察庁	交通局 交通企画課 高速道路管理室長		
	交通局 交通規制課 東京オリンピック・パラリンピック交通対策室長		
	交通部 交通総務課長		
警視庁	交通部 交通規制課長		
	交通部 交通管制課長		
	交通部 交通部長		

東日本高速道路株式会社	経営企画部長	首都高速道路株式会社	計画・環境部 担当部長
中日本高速道路株式会社	経営企画部長	東日本高速道路株式会社	経営企画部長
東京都	オリンピック・パラリンピック準備局 技監	中日本高速道路株式会社	経営企画部長
	都市整備局 都市基盤部長	東京都	オリンピック・パラリンピック準備局 技監
	建設局 道路保全担当部長		都市整備局 都市基盤部長
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	輸送局長		建設局 道路保全担当部長
事務局		公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	輸送局長
東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部		東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部	
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 輸送局		公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 輸送局	